12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額　(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額　(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要　(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別　(10)	
18	配当率又は利率　(11)	
19	配当等停止条項の有無　(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無　(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合　(14)	
25	転換の範囲　(15)	
26	転換の比率　(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無　(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無　(18)	
31	元本の削減が生じる場合　(19)	
32	元本の削減が生じる範囲　(20)	
33	元本回復特約の有無　(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類　(22)	
36	非充足資本要件の有無　(23)	
37	非充足資本要件の内容　(23)	

(注)

(1)　自己資本比率告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式の普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額、第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式のその他Tier１資本に係る基礎項目の額又は第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式のTier２資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額、その他Tier１資本に係る基礎項目の額、Tier２資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。

(2)　銀行又は銀行持株会社のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。

(3)　直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体自己資本比率」についての記載を要しない。

(4)　自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。

(5)　「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体貸借対照表」についての記載を要しない。

(6)　発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。

(7)　「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。

(8)　「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

(9)　「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。

(10)　配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合は「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。

(11)　変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。

　ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。

(12)　「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。

(13)　発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。

(14)　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。

(15)　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。